

厚岸町議会 平成23年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成23年3月8日

午後3時52分開会

- 委員長（音喜多委員） ただいまから、平成23年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

初めに、議案第3号 平成23年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

予算書1ページ、第1条、歳入歳出予算から審査を進めてまいります。

27ページをお開き願います。

事項別明細書です。

29ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めてまいります。

1款町税、1項町民税、1目個人。

13番。

- 室崎委員 ちょっと法人にまたがるのですが、1項町民税全体の話になりますので、お許しいただきたい。

昨年と比べて今年、一昨年と比べて昨年というふうに歳入を縮めているわけですね。これは、当然、景気の縮小というか、そういうことによる税収入の縮減というものがあるんじゃないかと、簡単に言うと不景気だという気がするんですが、それ以外にもこのような計数に持っていかなければならない理由があるのでしょうか。

それから、また、この景気が下がっていく、要するに個人・法人ともに町民税が下がっていく、何と申しますかね、その予測を立てるための基礎となるものですね、そういうもので計数的に何か押さえているのであるならば、そこを含めてご説明をいただきたいです。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） ご答弁申し上げます。

ご質問者おっしゃられるように、町税全般に関しましてはわずかではありますけれども、徐々に計上額が減っているという状況でございます。ただし、釧路管内、全道的な中では、その減少額は少ないというふうにも言われているところであります。ただし、厚岸町も原因がなく減っている事実は、ご指摘のとおりでございます。

その要因の一つとして上げられるのは、過去の数字を見てみますと、法人税のまず減収というのが上げられるかなというふうに思います。これはご質問者おっしゃられるように、景気の動向を如実に反映しているというふうに言ってもいいのではないかなと思います。特に土木・建設業等の法人ですね、これは厚岸町の発注する公共事業だけでない

くて、北海道、国もろもろの発注額自体が、北海道全体でかなりの圧縮になっています。北海道の開発予算でもピーク時の6割程度という数字もございます。そういったことが反映されているのではないかなということが1点。

それともう1点は、固定資産税になります。特に土地になりますけれども、これも全国的・全道的にですけれども、土地の公示価格が、これは国土交通省と北海道が行っておりますけれども、その数値がほぼ毎年下がってございます。厚岸におきましては、ここ10年ほどは毎年それに応じて時点修正というのも行っていると、この部分もわずか中ではありますけれども、毎年少しずつ減っていつている要因にもあるというふうに言えるかなと思います。

さらにもう一つは、たばこ税でございます。これも毎年減っております。昨年度10月から、たばこの箱売りの額にすると、小売価格で1.4倍に相当する税が上がったわけでございますけれども、実はそれ以前にも税の改定がない年でも大体おおむね平均すると5%ずつ、売上本数が減ってございます。これは社会的な現象として、健康に留意する方々がふえているという見方もあるようでございますけれども、確実にその部分が減っていると。今回は、前年度とほぼ当初並みの数字ではございますけれども、実は売れの本数は3割ほど減と、本数的にはですね、その分を税率でカバーするというところで、大体前年度並みの数字は計上してございますけれども、これは全国的にも国でも、そのような見方をしているところでございます。

あとは、大きく総体的に申し上げますと、やっぱり人口が減っている、高齢者がふえる、それから子供たちの数が減っていますけれども、その中では働いている人たち、所得を得る階層も同様に減っているのだらうなというふうに、これはそういうふうに見ることができると思います。そういった要因で、毎年少しずつ減っているというふうには考えているところでございます。

そこで、来年度の税額を見るときに、どういう情報をもとにということでございます。

これはまず法人関係につきましては、主立ったところに実は聞き取り調査をしてございます。特に大口のところを、例えば多額の投資をすると経費でもって引かれたり、そういった事情もあるかもしれませんので、事前に大口のところは聞き取りをしてございます。ある意味では、その部分が反映した数値というふうに、新年度は思っていたいで結構かなと思います。

それ以外に、情報として我々が知り得ているのは、やっぱり1次産業の動向です。特に市場の水揚げ高、それから昆布は水揚げされませんから、製品出荷額ですね、これは漁業関係、それから酪農関係につきましては生乳の生産動向、こういった情報も、これは総体の話です。個々ではございません。総体としてどのようなところになっているかというの、我々としては情報を仕入れながら、町税の算定の基礎としてつかんでいるところでございます。

ただ、この数字につきましては、情報をいただくところから、まだ公表しないしてほしいという前提でいただいている部分もありますから、ここでは申し上げられない数字もあるのですけれども、そういった情報を我々としては得ながら、できるだけ年間を見通した数値を担保できるような状況で、見積もりに当たっては努力しているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。そうすると、法人については、まさに景気の動向がもろに反映すると、それから個人については景気の動向というよりは、むしろ人口が減っていくこと、それから高齢化になるわけで、いわゆるばりばり稼いでいた人がリタイアしていくような状態になってくると、その分所得減りますよね、そういうような形で所得割なんか減になっていくというふうに見ておけば間違いがないと。その他について、固定資産税なんかには、確かに地価の動向ということがありますでしょう。そういうようにそれぞれの品目について違いはあるけれども、不景気の波がやはり全体に薄墨のように広がってきていると、それが厚岸町の町税収入にもろに響いてくるのですよというぐらいに、我々としては大ざっぱにとらえておけば間違いはないと、そういうことですね。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） はい、ご質問者、おっしゃられるとおりでございます。

（「結構です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） いいですか。
10番。

●谷口委員 個人のほうでお伺いしたいんですけども、今の質疑の中にもありましたけれども、実際、雇用問題が大きく税収に影響しているのではないのかなというふうに思いますが、町内にも各種の企業があるわけですが、そういう中で正規から非正規に雇用が変わってくるという人もたくさんいるのではないのかなと。そうすることによって、収入も相当変わってくるというふうに考えるんですけども、それらの実態については今ここ数年どういうふうに変ってきているのか。正規雇用がこれだけあったものが、ここ3年なら3年で、これだけになっているということがきちんと押さえているのか、それを示すことができるのかどうなのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、例えば、正規で働いていてももうベースアップはずっとない、あるいは逆に下がってしまっているというような状況が続いているのかどうなのか、その辺をお伺いしたい。

それから、法人のほうなんですけれども、法人税の5%下げがありますよね。それで厚岸町の場合、これも結果的には中小企業しかないわけですが、これも当初、民主党なんか掲げていたのは、法人税を中小企業の場合もっと下げようというようなことが言われていたんですけども、大企業と横並びというような状況になってきているんですけども、これがやはり、一つは影響しているのかなと。

それから、説明の中では、土木関係の減が大きなものがあるんですよというように説

明に私は聞こえたのですが、その辺もう少し詳しく説明をしていただきたいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） まず、課税する立場での情報としては、納税義務者が正規雇用か非正規雇用かという区分けはしてございません。どういう状況で雇用されているかというのはいりません。ただ、それが給与所得収入という形で、特別徴収になっているか、それとも自主納付の普通徴収になっているかという部分ですね、状況の中では正規と思われる方でも、特別徴収していない方もいらっしゃいます。ですから、それをちょっと区分けするという事は、税の情報の中では無理かなというふうに思っています。

同様に、正規の方が年収が上がらないでどうんだという部分についても同様でございます。

それから、法人税の関係は、ちょっとお時間をいただいて、確認してから答弁させていただきます。

●委員長（音喜多委員） 休憩します。

午後 4 時07分休憩

午後 4 時10分再開

●委員長（音喜多委員） 再開します。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 貴重なお時間をいただき、申しわけございません。

ご質問者は、法人税の税率の改定の部分を5%程度というふうにおっしゃったと思いましたが、その部分をちょっと確認させていただきました。

実は、質問者がおっしゃられましたのは、今、国会に税制改正で法案として出されている部分を指しているというふうに思います。この部分は、今厚岸町の予算の中に反映してございません。仮に、その部分が法律改正がなると仮定いたしますと、おおよそでございますけれども、おおよその数字でございますが、影響額としては100万円強程度というふうに踏んでいます。（発言する者あり）はい。税率的には0.87ポイントの減という情報でございますので、町税10億円に届こうかという数字の中では100万円強ですので、補う部分は可能かなという数字でございます。

それから、個人でのどの部分でというご質問でございました。実は、土木・建設ですかというご指摘もありましたけれども、土木・建設については、年度的な上下というのですかね、いい年と悪い年、実はこれは受注額の差にもよるのかなというふうにも思いますが、総じて下がってきているというふうな数字になってございます。

他のどの部分でと、あとどの部分で下がっているといいますと、水産関係が、この長いスパンの中では結構あるという状況でございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 個人のほうなんです、結果的になかなか分けることが難しいという説明されておりましたけれども、特別徴収、自主納税かい、それぞれやっていく中で個人の所得割が、減になるというふうに説明されておりましたよね。そうすれば上がっている主な原因が、例えば仕事をしていたのに今度は年金生活に変わったのだとか、これははっきりわかりますよね。はっきりね、収入があったのがなくなるわけですから。ただ、正規・非正規というのは個人にしては雲泥の差ですよ、きのうまで正規の社員として月額給料制で、計画を持って仕事をして、それに基づいて生活をする。ところが通年雇用でなくなってしまうと、仕事はいつ来るかわかんないし、季節的な仕事しかできないかもしれないというふうになってくると、その人たちの生活は一変するし、あるいは納税のほうにも大きく影響してくるのではないのかなというふうに考えるんですよ。ですから、そうであれば特別徴収、自主納税のバランスみたいのは厚岸では大きな変化はないのか、十分にそっちに変わってきているのか、そのあたりについてはどういうふうに見ているのか、教えていただきたいというふうに思います。

それで、法人のほうの関係で、土木関係がいろいろな経済情勢だとか国の施策によっても変わってくるでしょうし、厚岸町としても必要な事業等によって、発注する工事等の増減もあると思いますから、そちらはいいんですけれども、先ほど水産関係の減が顕著ではないのかというふうなお話でしたけれども、これは水産関係というのはどういうのを指して水産関係といいますか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 普通徴収とそれから特別徴収の、これは義務者数の推移でございまして、今、手元にある数字は平成16年度と平成22年度の当初課税の部分がありますけれども、特別徴収は平成16年度が1,905人でした。これが平成22年度は1,774人です。減っている状況にあるということでございますね。一方、普通徴収のほうは、平成16年度が2,883人です。平成22年度は3,127人ということで、こちらはふえている状況にあるということでございます。

これは、事業主さんの考え方にもよるのかなと思います。我々としては、特別徴収ということで給与天引きで、事業主さんに一括で納めていただくということ、これは町、道民税でございまして、北海道ともどもお願いしている状況にはございますけれども、そういった状況の中でいろいろなご事情があった中で、こういった結果になっているのだろうという状況にございます。

それから、水産関係と申したのは、水産関係の法人というのは、いわゆる大型の漁船を持っていらっしゃる方は法人組織で漁業を営んでいらっしゃる。もう一つは、水産加工場関係、これをひっくるめた総称として水産関係ということで表現させていただ

きました。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 企業を営んでおられる方が、やはり一番、企業にとっていい方法を考えながら、そういうものをきちんとやっているのかなというふうに思いますけれども、その一方では、やはり働く人たちの立場に立つと、どうなのかなというところが出てくるのではないのかなと、今の説明を聞いていますとね、非常に普通徴収がふえているわけでしょう。そして特別徴収が減っているということになると、今までであれば税金だけでなく保険、あるいは年金等もすべてきちんとやっていただいていたのが、今度は自分の責任で納付したりしなければならぬ、そういうものによって変わってくることによる先ほどもありましたけれども、国民健康保険税なんかに反映することがないのかどうか。社会保険できちんとやっていただければいいんだけど、そういうものに、それも変わってしまったというふうな状況になってきていないのかどうか。今までは税金を引く、会社のほうで給料を払ったときに天引きをするということがきちんとできていたのが、そうでなく普通徴収のほうに切りかわることによって、個人の方々が大変な状況になってこないか。税金にしても年金にしても額は同じだったとしても、やはりなかなかそのやりくりが大変になる場合が出てくるのではないのかなというふうに考えるんですけれども、その辺ではどうなのかももう一度説明をお願いします。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 税を納めるということに関しましては、天引きで事業主さんが納めていただいたほうが、断然スムーズな納税に結びついてございます。一方、普通徴収に切りかわった方は口座振替、もしくは自分で金融機関等に赴いて納めるという、それを起こさなければならないということから、比較すると、納めにくくなるという状況にあるのだろうなというふうには見てございます。

それから、社会保険と国保の関係でございますけれども、これは事業主さんの考え方でございます。もし、社会保険に入っていないという状況があるのであれば、個人で国保のほうに入らなければならないということは当然でございますから、それはある一定の条件のもとで社会保険に入らなければならないという条件の対象外の方々は、事業主さんと相談するか、それとも個人で国保のほうに加入するかという選択を迫られるわけでございます。一般的には事業主さんとの関係の中において、社会保険のほうに入ったほうが個人の負担が少なくて済むわけですから、そちらのほうが当然、選択肢としては有利になるという状況にあるのかなというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 大体内容はわかったんですけれども、結果的には雇い主の関係と個人の間があるわけですが、個人で全部納税、あるいはほかの保険なんかの分も自分ででき

ちんと掛けていくということになると、負担も大きくなるということが今の話から見え
てくるんですけれども、これは結果的に滞納を膨らませる原因になってこないのかどう
なのか、その辺は企業を営んでいる人たちの責任も一定程度果たしていただけるよう
な方向で進めることはできないのか、その辺はどうなのでしょう。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） その部分に関しましては、ご質問おっしゃられるとおりで
思います。今、北海道と厚岸町で町、道民税ということで、一体で収納業務に当たらし
ていただいていますけれども、その部分に関しまして北海道としても、もう少し特別徴
収のほうにシフトしていただけるよう事業主さんをお願いする行動を、新年度になっ
てから起こすということを厚岸町に申し出がございました。

私どもとしては、それ歓迎すべきことでありますので、あくまでも「お願い」という
行動にはなりますけれども、これは事業主さんと従業員さんの方との良好な関係を保つ
という意味でも、やっぱり特別徴収のほうがよろしいのかなというふうに思いますので、
私どもとしても北海道と同じような立場で特別徴収のほうにシフトしていくというこ
とを事業主さんに、北海道ともどもお願いしていきたいというふうに考えているところ
でございます。

（「はい、いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2目の法人ございますか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2項、1目固定資産税。

2目国有資産等所在市町村交付金。

3項、1目軽自動車税。

10番。

●谷口委員 これについては、56台減というような説明だったと思うんですけれども、こ
の要因は何なんですか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 軽自動車税は課税のシステムとして、4月1日現在での所有者に対して課税されます。ですから、平成22年の4月2日以降に登録された方は、22年度の課税はされません。そういった前提で、実は平成22年度当初は4,082台ということで当初計上しておりましたが、22年3月現在では4,003台という状況になってございます。これは日本全体が、実は自動車購入補助金というのが昨年度、22年度ございました。年度途中で打ち切られましたけれども、そのときに有利になるのが、軽自動車以外のちょっと排気量の大きい車のほうが補助金額が大きいと。しかもコンパクトカーと呼ぶのでしょうか、1,000ccから1,500ccくらいの車がよく売れたという状況があって、比較的その間は、例年よりも軽自動車の購入が進まなかったという状況にあるようでございます。それが厚岸町にも、ちょっとは同じような状況が起きているのかなというふうにも思っております。

新年度は4,026台という台数を見させていただいています。これは新規購入分を期待した数字として、若干でありますけれども、ちょっと上積みさせていただいたと。この辺の10台、20台はある程度、動きが当然出てくるのかなと思いますけれども、課税自体が4月1日現在なものですから、その部分が非常に読みにくい部分としてあるということでございます。

（「はい、わかりました。いいですよ」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかがございませんか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

4項、1目たばこ税。

5項、1目特別土地保有税。

6項、1目都市計画税。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 2款地方贈与税、1項、1目地方揮発油贈与税。

2項、1目自動車重量贈与税。

3款、1項、1目利子割交付金。

4款、1項、1目配当割交付金。

5款、1項、1目株式等譲渡所得割交付金。

6款、1項、1目地方消費税交付金。

7款、1項、1目、ゴルフ利用税交付金。

8款、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金。

9款、1項、1目国有提供施設等所在市町村交付金。

10款、1項、1目地方特例交付金。

11款、1項、1目地方交付税。

13番。

- 室崎委員 補正予算で、22年の最終的には39億円ぐらいでしたか、そのぐらいの数字になりました。大ざっぱにですね、ちょっと細かな下のほうは削って言っていますから。そのときに普通地方交付税が37億円程度で、そのうちの6,000万円ぐらいが特別制度による割り増しだったというお話がありました。今回、36億円を初年度で計上しているんですよね、これは特別地方交付税が、もし2億円だとすれば34億円のせているということになるんですけども、3億円のせたのか、今回は特別地方交付税ね、ごめんなさい。

それで非常に例年から見ると、大きくのせているような気がするのですが、このあたり見通すと、それから大きくのせてきた、それが強気なのかどうかちょっとわからないんですけども、そのあたり含めて今回の考えをお示しいただきたい。

- 委員長（音喜多委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 我々が予算編成するに当たって、一番苦心するところは、地方交付税の推計をどう見るかということが、かなり大きなウェートを占めます。平成20年度で、普通交付税は決定額が33億8,000万円、これも端数削らさせていただきます。21年度が35億円、それから22年度が37億円、ただしここにはご質問者おっしゃられるように、特別な配分があったということで、国においては特別な配分は次年度はないものとして計算いたしますので、これを省かせていただくと36億4,000万円になります。

それで、この2年間で約2億6,000万円ほど、実額として普通交付税はふえているという現状にあります。少しずつ、いわゆる三位一体の改革時から見ると、ふえているのかなというふうにも見て取れるのですが、実は厚岸町における普通交付税のピークは45億円もあったわけですから、これはご質問者ご承知のとおりでございます。それから見ると、まだ9億円も少ないという数字でございます。

しからは来年度はどのように見たかということでございますけれども、来年度におきましては国では全体で2.8%、地方交付税を伸ばすというふうには伝えられているところでございます。情報としては我々少ない情報を、うちの町の交付税の算定に置きかえて、少しずつ実態に近い数字に持っていくという作業を積み重ねながら、予算編成に臨んできたところでございます。

そういった中で、現段階でございますけれども、これは今、国のほうで地方交付税の規定する法律がございますけれども、そこ上程している情報を得た中での、これはまだ情報としては半分しか来てないんですけども、いわゆる最終的な単価をどう決めているのかという情報が届きましたので、それを22年度に置きかえて、それと臨時財政対策債は普通交付税の振りかえ部分ですから、この部分も加味した中で現段階で23年度における、いわゆる厚岸町における期待値と申し上げてもよろしいのかと思いますけれども、これを36億9,000万円というふうに見ているところでございます。36億9,000万円でございます。

当初計上は約33億円でございますから、期待値どおり来るとすると、留保分は3億8,000

万円という数字に相なります。ですから、だんだん億単位でふえていますけれども、過大に見積もっているというつもりはございません。この36億9,000万円だとしても、伸び率としては1.5%でございます。国は2.8%の伸びを見ています。この部分の差は何かということも我々どもは考えておりますけれども、これは人口減の部分。いわゆる22年度で国勢調査が行われましたけれども、先だって速報値が出ましたけれども、これはまだ確定値ではありませんけれども、実は速報値をもって23年度の普通交付税は算定されてしまいます。その段階で人口が減ると、普通交付税も減るということに相なりまして、この部分の減が我々としては1億3,000万円ほどに達するというふうに、現段階の情報では計算しているところでございます。この部分も含んだ上での数字ということをご承知おき願いたいと思います。

それと、特別交付税でございますけれども、平成20年度が約4億2,000万円でした。平成21年度が約4億6,000万円ほど、4,000万円ほどアップしています。そこで平成22年度、これは補正のときにも申し上げましたけれども、実は平成22年度の最終交付額というのは確定してございません。例年ですと、3月の下旬になります。中旬から下旬くらいになりますけれども、その期待値として、今、あくまでも期待値ですけれども、地財計画では6.8%伸ばすということですから、その6.8を仮に仮の計算として単純に計算しますと、4億9,000万円になるという計算が成り立ちます。これは、でも、ふたをあけてみないとわからないところであります。特別交付税の結果を見ると、3月交付を積み足しても前年度より数千万円も減ってしまうという町もたくさんあるわけでございますから、厚岸町もその例外にならないことを祈っているわけですけれども、仮にこれが伸びがゼロ%であったとしても4億6,000万円程度ですから、現在の3億円の計上というのは、そんなに過大ではないのだろうなというふうに思っています。

この留保部分、なぜ留保したのかということもここで申し上げてもよろしいでしょうか。

●委員長（音喜多委員） はい、どうぞ。

●税財政課長（小島課長） 実は除雪対策費は、当初、2,000万円の計上でございます。これは今22年度は6,000万円まで積み上げています。前年度は8,000万円まで必要でした。こういった需要も当然必要でございます。

それから、特別会計と企業会計にある程度の、最終的には繰り出し及び補助金が必要かもしれないと。これは例年でございますけれども、そういった部分も一般会計で財源的に持っていないと、これは今、財政健全化法の中では、全会計をトータルで見る時代になりましたから、この部分も担保しておく必要があるということで、現段階ではその補正需要を約4億円と見ていますんで、普通交付税で3億8,000万円の期待値も含めた留保とするならば、あとは22年度の剰余金の中で幾らかのお金は残ると思いますんで、特別交付税の留保分以外の部分、22年度特別交付税の留保分以外も歳出の不用額として出ると思いますんで、そういったものを積み上げると、23年度を見通した中で健全化な財政運営をするための留保というふうに見ていただきたいというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 わかりました。いずれにしても、今、非常に細かく説明をいただいたのですが、健全化法でもって、今、各部屋の仕切りが全部取れてしまいましたので、こっちのほうは大赤字だけれども、こっちで黒字だからいいよというわけにいかないわけですね。それで、のり代が相当必要だということで、そここのところをきちんと手持ちを持っていないと何が起きるかわからないということだと思いますので、それはよくわかりました。

それで、ちょっと今の話の中に出てきた国勢調査の速報を、それによって厚岸町でまた人口が減っていると、そのことが地方交付税にも大きく影響を及ぼしてくるということは、当然、予測されるというお話がありましたが、そここのところの人口がふえてはいないと思うんです、もちろんね。それが速報でもって何人になって、その結果、今まで見込んでいた分と人数部分でどのぐらいの差が出てきたのか、それ大ざっぱな話でいいですから、教えていただきたい。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 国勢調査の人口の推移でございすけれども、これは5年に1度調査されているのは、ご存じのとおりでございす。平成17年度の国勢調査の人口は、1万1,525人でした。私どもが、財政的に交付税を算定する段階では、実は速報値の数字はわかりませんでしたので、おおよその数値を内部的にですけれども、まちづくり推進課のほうから情報を得た数字では1万600人は割らないと、ただぎりぎりになりそうだという情報の中で、1万600人という仮の数字を置いて計算しておりました。結果的に、速報値として出たのは、1万631人です。31人の差ということですが、こういった部分で見えていました。

人口の部分で、今、何も人口減に対して国が措置しないのであれば、1億5,500万円ほど894人で減るといふ試算を我々していたところです。実は、これは今までの改定の中でもあったんですが、急激に人口が落ち込むと、計算上、億単位で交付税が減ってしまいます。そうすると、安定的な財政運営に支障を来すということで、激変緩和措置というものを今まで国は交付税の算定上してきました。我々が最初得た情報の中では、都道府県にはそれが入っていたんですが、市町村には入っていませんでした。残念ながら。これは大変なことになるというふうには思ったんですけれども、その後で伝わってきたのは、実はこれも結果的には厚岸町にいい情報ではないんですけれども、特別交付税の配分率、いわゆる地方交付税を100とするならば、今までは94%分が普通交付税の総額の配分率です。6%分が特別交付税に回る分です。それを今回の法律改正の中で、この配分率を変えるということで、特別交付税分を5%に圧縮するということなんですね、たかが1ポイントと思える数字ではないんです。

というのは、厚岸町は、ほかの町に比べると、特別交付税の額が多い状況にございす。これを仮に、仮の試算の数値として見ていた数値に当てはまると、6%分が5%部分になった部分で7,000万円ほどの減額影響額が出てしまうということになります。この

部分を実は人口減を救うための激変緩和の財源に、国は持っていこうとしているようにございます。その部分を数少ない情報の中で得た中では、厚岸町に置きかえると2,500万円ほどという数字に相なりました。それで先ほど申し上げたとおり、1億3,000万円ほどの人口減の影響が出るということで申し上げたところでございます。特別交付税の見方は、3億円計上してございますけれども、7,000万円減ったという数字の中には、例えば6.8%来たと仮定すると4億9,000万円ですから、7,000万円減るとおおむね4億2,000万円程度ということで、この部分に関しても3億円計上しても予算割れはないだろうという数字とは言ってもいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 13番。

●室崎委員 大体わかりました。万、落ちはないと思います。今の話を聞いていて、利はあると思うのです。

ただ、先ほどもおっしゃったように、いろいろな意味で想定外の補正需要が必要なことが出てくるかと思うんですね。それでなるべく当初予算では、隠し財源とは言わないけれども、抑えて抑えて余裕を持ったものをしていくということだと思いますので、この後の財政運営には、当然、私なんかと言うまでもないことですが、十分意を払って進めさせていただきたいと思っておりますし、今の話でとにかく過大に見込んでいるということがないのはわかりましたので、ただ、ちょっと特別交付税がおっかないなという気はしますけれども、よろしくお願ひしたいということです。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者のおっしゃられる部分も、私どもは想定した上で臨んでいるところでございます。特別交付税と普通交付税合わせて地方交付税でございますから、この中で予算割れ起こさないようにと、大きく言いますと、そういうことでございます。ただ、我々も気をつけなければならないのは、これはご質問者、12月の議会のごときにご質問されたと思っておりますけれども、地方交付税の交付の国の財源は特例公債が含まれているということは我々も気をつけなければならない、いわゆる特別の加算措置でもって、ここ2年ほどは増額になっているのだと。これはその年度年度の法律改正で積み上げている部分ですから、もうやめたとわれれば、厚岸町は億単位で財源失うこととなります。こういったことも前提にあるのだということを我々もベースに置きながら、これからも安定的な財政運営を目指していきたいと思っております。

（「結構です」の声あり）

●委員長（音喜多委員） よろしいですか。

10番。

●谷口委員 今の国会の状況を見ていると、一般国民が政治がどうなるのかということ

ただ心配するだけでなく、地方で自治を預かる関係者は、この先どうなるのかということ、今、盛んに心配されているのではないのかなと。予算は、審議は通ったけれども、関連する法案の見通しが全くないというような状況で、一応、そういうものをまだこれをつくった段階では、これほどひどい状況になるのではないのかということは、予測しないでつくられたのではないのかなと。ところが、どんどん日にちにたつに従って、4月以降どうなるのだろうかということ、非常に心配されて事に当たられていくのかなというふうに思うんですけども。今回の町長の執行方針でも国勢調査なんかの状況によって、大きく地方交付税が削減されるおそれがあるのでないか。

それから、先ほどの中でも言われていましたけれども、特別交付税が見直しをされて普通交付税に、2年間にわたって切り下げられていくと、1%ずつ、そういう方向に出されていますよね。ですから、23年度は5%、24年度は4%にという方向にしようとしていますけれども、ただ、そういうふうに変わっていても厚岸町の財政状況がどうなっていくのかということ、十分会話された中で、交付額を決定していただくというような状況に持っていったかかないと、大変なことになると思うんですよ。その辺では、今、非常に不安定な要素があるんですけども、町長が施政方針で言われているように、今回こういう財源を確保したということについては、下回らない方向でいける見通しがあるかどうか、その辺をもう一度確認したいというふうに思います。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今、国会に上程されている法案、これが通ったのならば、厚岸町の予算案も大丈夫かなというふうにお答えするしかないのかなと思うんです。ただし、あの法案が通らなかった場合、あのというのは地方交付税法の改正と地方特例債の法案を指してございますけれども、これは厚岸町のみならず全国の地方自治体が、財政運営に窮することに直ちになってしまうのかなというふうに思いますから、何らかの措置は国が責任を持ってやっていただかなければならないというふうに思うしかございません。地方が崩壊するんであれば、国も成り立たないのかなと、これは言い過ぎかとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、やっぱり地方は大事でございますから、そこは守っていただけるという期待も込めてございます。

ただ、我々としては、政府が出した法案を前提にして、予算編成をせざるを得ないという事実があります。それと違う提案をするならば、そこに指し示す根拠はないわけでございますから、ここは今、こういった状況の中でご審議していただくしかないのかなというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、結果的に通るか通らないかという話だけではなくて、結果的に今のままでいくと、国会の様子等を見ていると、どこかでお互いが譲ったり譲られたりしながら、物事を決めていくということになると、なるのではないのかなということ、予測するわけでありましてけれども、そうすれば当然、厚岸町の今回の施策の中に盛り込

まれているものもそれに基づいて変わっていく、そういうこともあり得るというふうに考えておいたほうがいいのかなのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 仮定のお話には答えにくいわけですが、結果としていろいろな情報が事情の変化に応じて、国からその対処方法が地方自治体に示されるものというふうに思います。

我々、ある意味では事務方と申し上げさせていただきますけれども、それに粛々と対応していくしかないのかなと、今は、その程度の答弁しかできない状況にあるというふうに思います。そういった変化があったならば、直ちに速やかにどのように対応するとかということを検討していかなければならないかなというふうに思っているところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 今の状況を見ていますと、もうはっきり政策的にも違う部分が明らかになっているという部分がありますよね。子ども手当だとかそういう部分はどうかのと、子ども手当を児童手当に戻すだとか戻さないとか、いろいろな話がありますが、ガチンコが出てきた場合には、どうするのかということになっていくと思うんですよ。そういうときに、厚岸町が当初組んだから、これはそのまま行きますよと、町長が、最善の策で予算をつくられたと思うんですけれども、今のままで行くと、大変厳しいものも出てくる場合が予想されると思うんですよね。

ですから、政府が決めたから、今回政府予算として決めたものを、それに倣ってつくった方がいいけれども、場合によっては途中で大きく変更せざるを得ない場合もありますということで、我々は理解すべきなのか、それともこれで押しますよということなのか、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（音喜多委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から、お答えをさせていただきます。

平成23年度の当初予算の編成に当たりましては、今、お話がありましたとおり、国の動向が極めて不透明の中での大変、原課といたしましても苦慮した予算編成の中で、立派な厚岸町の予算ができた、案として今ご提案されているとおりであります。しかしながら、成立の場合ということになります、実は一般国の関係予算は92兆円です。ところが不成立の場合、国が現在、建設国債含めて国が賄えるのは、不成立になっても約51兆円しかないんです。そういったしますと、差し引きすればご承知のとおりです。その分が、どのように地方に影響してくるのかと。

先ほど、お話ありましたとおり、子ども手当もそうであります。そういう流動的なことがあることは事実ですが、しかしながら、あくまでも国の予算のもとで地方の予算が

作成されているということでございますので、厚岸町といたしましては当初予算案として、立派な予算を提案をいたしているということでご理解願えれば存じます。

(「いいです」の声あり)

●委員長（音喜多委員） 地方交付税、ほかにございませんか。

(な し)

●委員長（音喜多委員） なければ、進みます。

12款、1項、1目交通安全対策特別交付金。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金。

2目衛生費負担金。

3目農林水産業費負担金。

14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

10番。

●谷口委員 この情報通信基盤施設使用料というのは、もう少し詳しく教えていただきたいのです。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

昨日、ご承認いただきました厚岸町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の関係でございます。その中で、いわゆる通信事業者に申請を貸与するという条項がございまして、その貸与の料金が、この使用料の額となるところでございます。

その根拠でございますが、通信事業者の単価の出し方でございますけれども、一般的に単価、要するに光回線の線を通信事業者にお貸しして、インターネットを接続して、その料金を接続した利用者からいただくことになるわけなんです、そのいただくために町のケーブルをお貸しするわけです。その単価が1,300円ということでございます。これに当初予算としては200件の契約、200件加入するであろうということで計算してございます。ですから、12カ月分で312万円になります。それで、あと60万円は何ぞやということなんです、これはI Tボックスといたしましてインターネットを接続、いわゆる運営するのに必要な機器でございまして、これを通信事業者にお貸しすることになります。これが3カ所分で20万円掛ける三つで60万円ということで、足すと372万円ということで当初は、簡単に言うと200件加入するであろうということで見させていただいております。ただし、これで全町、光になったわけでございます、町以外で既に市街地でN T Tさんが独自でやっているところで、もう加入されているところは別です。これは当然N T Tさんの自分のものですから、それ以外で町が今回、光を引っ張ってお貸しする分加入されて、N T Tさんが利益を得た分を1,300円として、その12カ月分の200件という

ことと機器、簡単に言うとそういう機器が必要ですから、それをお貸しする料金が60万円ということで372万円ということで、まず当初はそれで見込むということで、過大に見込んで歳入欠陥を起こすということを避けるために、工事をやる際に、「あなたは光回線が来ましたら、インターネットに加入しますか」ということを8月末までに事前に了承というか、承諾書をいただきました。その件数が約200件だったのですね、それをもとに200件という数字を想定して、今回372万円という数字を計上させていただいたところでございます。

●委員長（音喜多委員） 10番。

●谷口委員 そうすると、これは接続のふえる、減るで、増減によって額は変わるということに。

●委員長（音喜多委員） 総務課長。

●総務課長（佐藤課長） 委員、おっしゃるとおりでございます。

（「いいです」の声あり）

●委員長（音喜多委員） ほかないですか。

（な し）

●委員長（音喜多委員） 進みます。

2 目民生使用料。

3 目衛生使用料。

4 目農林水産業使用料。

5 目商工使用料。

6 目土木使用料。

7 目教育使用料。

2 項手数料、1 目総務手数料。

3 目衛生手数料。

4 目農林水産業手数料。

6 目土木手数料。

7 目教育手数料。

3 項、1 目証紙収入。

ございませんか。

（な し）

- 委員長（音喜多委員） なければ、今日はこの程度にとどめたいと思いますが、いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（音喜多委員） いいですか。
それでは、明日、15款から進めてまいりたいと思います。
本日はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。
ご苦労さまでした。

午後 5 時04分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成23年3月8日

平成23年度各会計予算審査特別委員会

委員長